

中古大型特殊自動車(ショベル・ローダー)1台 売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局(以下、「当局」という。)の中古大型特殊自動車(以下、「車両」という。)の売払に関するものである。
本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1 件名

中古大型特殊自動車(ショベル・ローダー)1台 売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
TCM	平成4年8月	S15-01265	S15	大型特殊	—	ショベル・ローダー	6BB1	軽油

※この車両の走行距離は 6,900 km(令和8年3月末現在)

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和8年3月末

2 車両保管場所及び下見会場

大阪市柴島浄水場

大阪市東淀川区柴島1丁目3-14

※ 浄水場の入門に際しては浄水場の入門に際しての注意事項(別紙1)を参照すること。

3 車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の(1)(2)の書類については、当局が交付し、(3)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ(1)(2)の書類の交付時に当局に提出すること。

また、(4)については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

- (1) 登録識別情報等通知書
- (2) 譲渡証明書
- (3) 書類受領書 (別紙2)
- (4) 車両受取書 (別紙3)

4 車両引取期限

令和8年12月9日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

5 車両の引取り

- (1) 落札後、車両の引取りに際しては、契約金額を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引き取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く10時から16時までとする。

- (2) 運搬費用、再登録のための整備、手続き・申請費用等は全て落札者の負担とする。
- (3) 車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。

6 その他

- (1) 車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (2) 車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。
- (3) 車両は、使用を中止してから月日経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。
- (4) その他何らかの原因により、エンジン始動・自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。
- (5) 車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。
- (6) 本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。

7 問い合わせ先・担当

大阪市水道局総務部管財課 森本、東
TEL 06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市柴島浄水場
大阪市東淀川区柴島1丁目3-14



浄水場の入門に際しての注意事項

1 入門者は、履行場所が水道法の適用を受ける水道施設(以下、「浄水場等」という。)であることを十分認識するとともに、作業等による事故がお客さまへ与える影響などを十分に理解した上で、浄水場業務に支障のないよう万全の配慮をもって、通行および下見にあたらなければならない。

また、浄水場等への入出門及び浄水場構内での下見について、「受注者等の浄水場における入出門に関する要綱」第 11 条を遵守すること。

なお、要綱は当局ホームページに掲載しているので、下記掲載場所を参照すること。

<要綱の掲載場所>

トップページ≫組織から探す≫水道局≫経営情報≫条例・要綱・審査基準等≫要綱・要領など≫工務部柴島浄水場の要綱・要領

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000668709.html>

2 入出門関係

受注者は浄水場等への入出門に関しては、前項に記載の「受注者等の浄水場における入出門に関する要綱」に基づき、必要な手続きを行うこと。

なお、浄水場の入出門手続きについては当局ホームページに掲載しているので、下記掲載場所の訪問入門について確認すること。

<浄水場の入出門手続きの掲載場所>

トップページ≫組織から探す≫水道局≫事業者の皆さまへ≫その他のお知らせ≫浄水場の入出門手続き(申請)

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000402724.html>

以上

(別紙2)
令和 8 年 月 日

大阪市水道局長 様

(買受人)
所在地

商号または名称

役職氏名

書類受領書

中古大型特殊自動車（ショベル・ローダー）1台 売払に対する次の書類を確かに受領しました。

記

- | | |
|--------------|-----|
| 1 登録識別情報等通知書 | 1 通 |
| 2 譲渡証明書 | 1 通 |

(別紙3)

令和 8 年 月 日

大阪市水道局長 様

(買受人)

所在地

商号または名称

役職氏名

車両受取書

次の契約に基づき車両を受け取りました。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 契約名称（件名） | 中古大型特殊自動車（ショベル・ローダー）1台 売払 |
| 2 車名・車台番号 | TCM S15-01265 |
| 3 受取日 | 令和 年 月 日 |

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。